

廿日市市景況調査報告

(2022年1～3月)

～業況DIは、持ち直しの動き。

先行きは、コスト増への警戒感強く慎重な見方～

1. 全体の概要

業種別景況 概要	前年同期	廿日市1～3月と先行き見通し									
	全産業	全産業		製造業		建設業		卸小売業		飲食・サービス業	
	1～3月	前年比	見通し	前年比	見通し	前年比	見通し	前年比	見通し	前年比	見通し
収入・売上	▲23.2	▲7.9	0.0	30.8	23.1	33.3	▲16.7	▲50.0	▲50.0	▲16.2	7.7
仕入価格	65.3	86.1	86.1	100.0	92.3	100.0	100.0	66.7	83.3	72.7	72.7
採算	▲34.7	13.9	10.8	15.4	23.1	66.7	50.0	16.7	▲16.7	▲18.2	▲8.8
雇用人員	16.6	▲35.1	▲29.7	▲15.4	▲15.4	100.0	▲66.7	▲33.3	▲33.3	▲25.0	▲25.0
業況	▲32.7	▲23.7	▲15.8	▲23.1	0.0	16.7	▲50.0	▲33.3	▲16.7	▲38.5	▲15.4

(対象 65社 回答 35社)

全産業合計の業況DIは、▲32.7（前月比+1.2ポイント）。新型コロナ感染拡大の影響に伴う巣ごもり需要による日用品などの売上が増加した小売業や、飲食料品関連の卸売業の業況感が改善した。一方、18都道府県におけるまん延防止等重点措置が延長され、営業制限やイベントの中止が続く中、観光関連や対面サービス業を中心に売上が低迷するほか、製造業では、慢性化する部品供給制約に伴う生産調整の影響を受けた自動車関連の動きが押し下げ要因となっている。業種を問わず、原油価格を含む資源・資材価格、原材料費の高騰などのコスト増加が収益回復の足かせとなっており、中小企業の景況感は、持ち直しの動きがみられるものの、力強さを欠く。

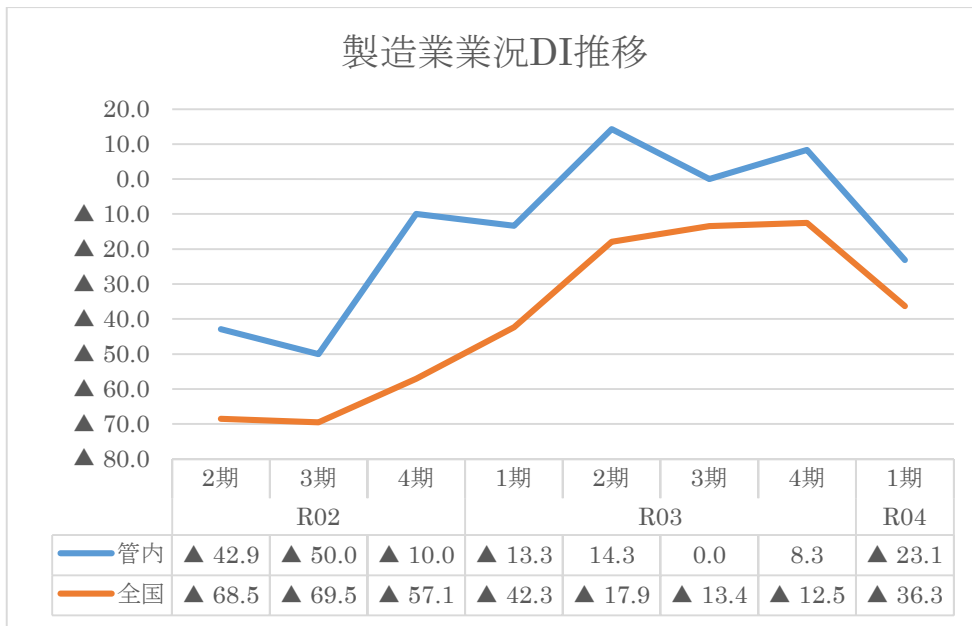
【廿日市市の景況】

全産業合計の業況DIは▲23.7と前回調査（10～12月）からマイナス幅が広がる。産業別では、卸小売業が前回値（▲83.3）から今回値（▲33.3）と改善したが、製造業は前回値（8.3）から今回値（▲23.1）、飲食・サービス業では、前回値（▲14.3）から今回値（▲38.5）、建設業は前回値（33.3）から今回値（16.7）、全体的に減少している。令和4年4～6月の先行き業況は▲15.8（前回値▲5.7）と減少傾向である。

まん延防止重点措置延長の影響が依然として大きく、売上減少等の厳しい状況が続く。また、ウクライナ情勢の影響を受け、昨年からの資源価格や原材料価格高騰の加速や、円高によるコスト増加が懸念される。

2. 業種別推移

【製造業】



第1表 業種別生産指数（付加価値額ウェイト）

年・期・月	鉱工業	製造工業	鉄鋼業	非鉄金属工業	金属製品工業	一般機械工業(総合)	はん用機械工業	生産用機械工業	業務用機械工業	電気機械工業(総合)	電気・情報通信機械工業	電子部品・デバイス工業	輸送機械工業	窯業・土石製品工業
	令和4年2月	96.2	96.2	84.3	70.9	69.0	128.9	133.6	127.6	99.1	141.3	80.0	158.3	73.4
3月	95.5	95.5	85.5	80.9	74.4	105.7	89.9	121.0	95.0	148.2	91.5	163.8	70.7	83.3

注 rは確報値, pは速報値

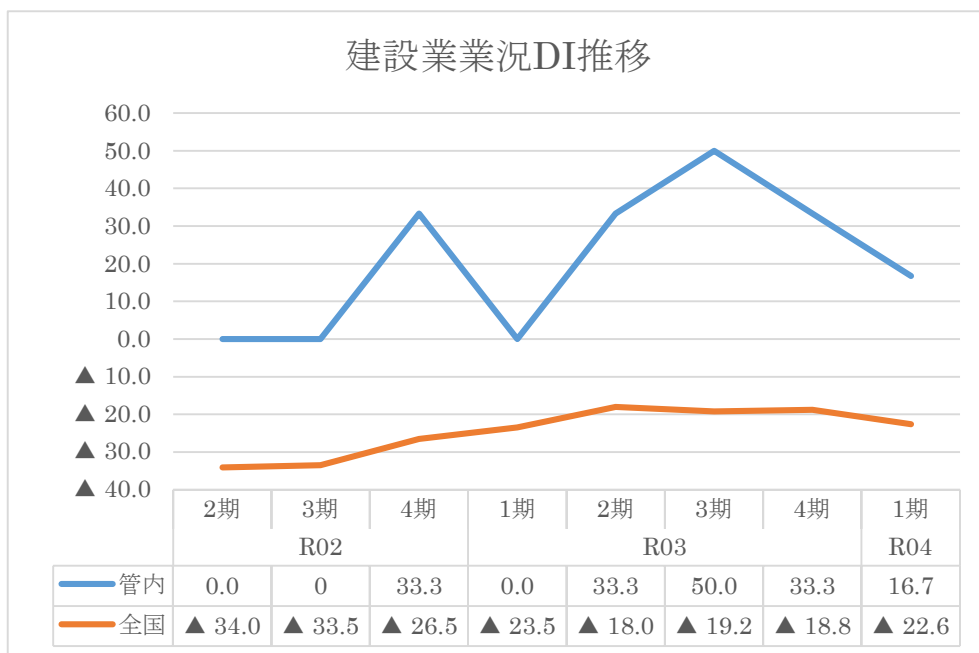
化学工業	プラスチック製品工業	パルプ・紙・紙加工品工業	繊維工業	食料品・たばこ工業	木材・木製品工業	ゴム製品工業	その他工業	家具工業	その他製品工業	鉱業	公益事業	産業総合	機械工業	自動車部門	造船部門
87.9	96.9	93.2	90.4	75.3	109.0	85.7	81.9	85.4	81.2	88.6	100.6	96.3	102.9	78.1	46.3
98.4	107.8	101.1	103.1	82.3	102.0	84.1	78.5	78.1	80.4	99.1	89.6	95.1	98.8	72.8	53.6

《広島県鉱工業活動動向 業種別生産指数（季節調整済）》※広島県ホームページより

管内における業況は前期の8.3から▲23.1へ、全国値も前期の▲12.5から▲36.3と大きく値を下げることとなった。前期において改善が見られたものの、令和4年1～2月にかけて全国的に発出された、まん延防止措置による影響が製造業においても見て取れることとなった。

また先行指数である業種別生産指数においても同様で、2月においては特に多くの業界で生産を減少させたことが伺える一方で、3月になると一部業界では増産も見受けられる状況にある。

【建設業】



広島県 新設住宅着工戸数（速報値） （令和4年3月分）

広島県土木建築局建築課
作成日 令和4年4月28日

	合計	持家	貸家	給与	分譲	戸建	長屋建	共同建	木造	SRC	R C	鉄骨造	C B	その他
県計	1,472	362	809	2	299	670	203	599	859	0	377	236	0	0
廿日市市	57	8	38	0	11	19	0	38	57	0	0	0	0	0

広島県 新設住宅着工戸数対前年比較表 （令和4年3月分）

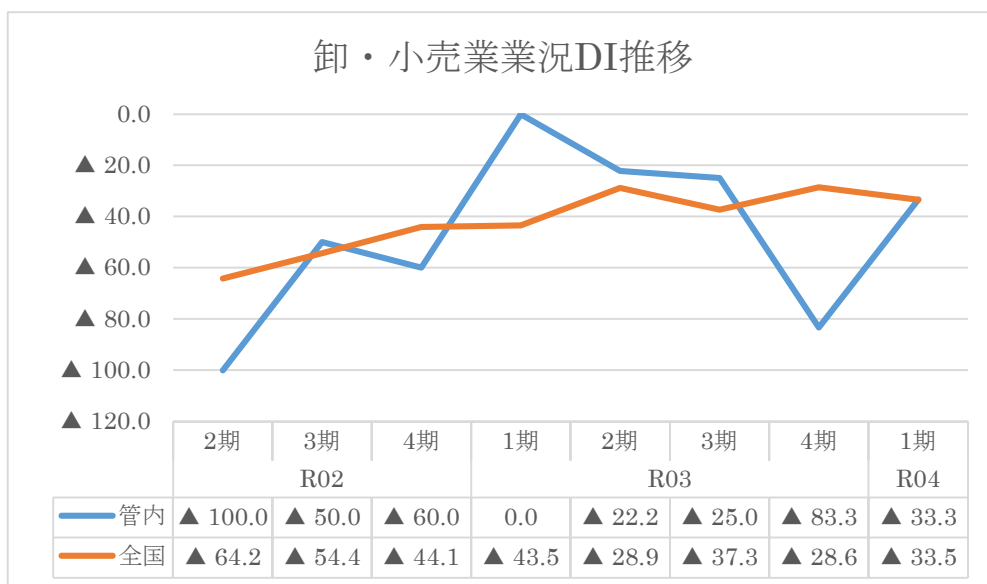
(単位：戸，%)

	合計	対前年比	持家	対前年比	貸家	対前年比	給与	対前年比	分譲	対前年比
県計	1,472	-2.6	362	-13.2	809	42.2	2	—	299	-43.2
廿日市市	57	90.0	8	-60.0	38	—	0	—	11	10.0

管内の建設業の業況DIは前期の33.3から16.7、全国値も前期の▲18.8から▲22.6とともにわずかながら減少傾向で、ここにおいても業況の悪化が見て取れる。

一方で先行指数である新設住宅着工件数をみると、廿日市市内の新設住宅は合計で57件、対前年90%増となっており昨年と比べると、新設住宅件数は伸びていることがわかる。

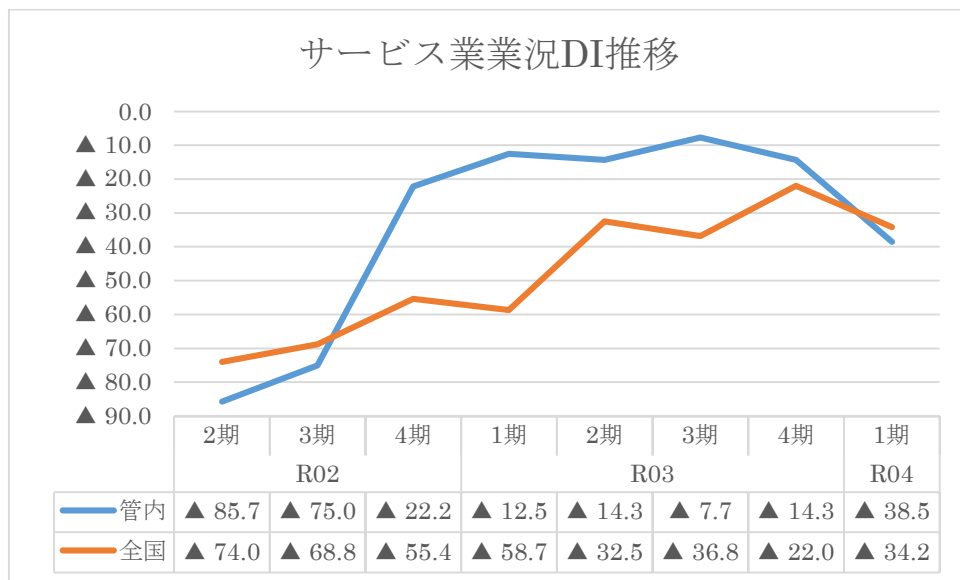
【卸・小売業】



管内の業況は前期の▲83.3から▲33.3と若干の改善があるものの、全国値は前期の▲28.6から▲33.5と若干の減少となっており、依然として厳しい業況が伺える。

特にまん延防止措置の影響だけでなく仕入商品等の値上げの影響もあり、DI値としてはマイナス傾向が続き、先行きが見えない状況にある。

【飲食・サービス業】



管内の業況は、前期▲14.3から▲38.5と大きく悪化、全国値も▲22.0から▲34.2と悪化となった。

前期において、新型コロナウイルス感染症の影響からの需要喚起策が功を奏したと思われたが、広島県において1月から発出されたまん延防止措置の影響は飲食や宿泊サービスなどにおいては非常に大きな影響を受けていることとあわせて、原材料等の値上げが影響していることが伺える。

3. 今月のトピック

(1) まん延防止等重点措置による影響 ～2022年版中小企業白書より～

政府は新型コロナウイルス感染が急拡大する、沖縄、山口、広島に1月31日までまん延防止等重点措置を適用した。21日には、東京、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、岐阜、愛知、三重、香川、長崎、熊本、宮崎の13都県に、2月13日まで重点措置を適用。27日には北海道、青森、山形、福島、茨城、栃木、石川、長野、静岡、京都、大阪、兵庫、島根、岡山、福岡、佐賀、大分、鹿児島に2月20日までの同措置が適用され、広島、山口、沖縄の3県の期限が2月20日に延長となり、重点措置の適用は計34都道府県になった。

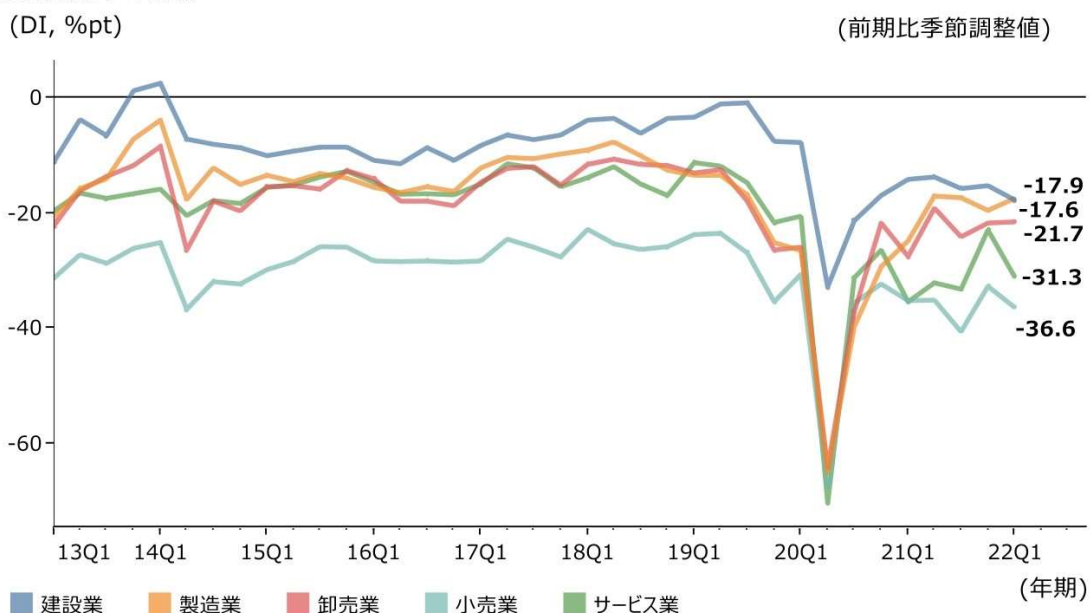
① 中小企業・小規模事業者の動向（業況・業績）

建設業を除き、2020年第2四半期はリーマン・ショック時を下回る水準となったが、その後いずれの業種でも2期連続で回復している。

その後は業種ごとに傾向は異なるが、2022年第1四半期においては、製造業を除いて低下。また、2020年第2四半期に最も大きく低下したサービス業について、更に詳細な業種別の動きを確認すると、特に宿泊業、飲食業においては、2021年9月末に緊急事態宣言が解除されてから上昇したが、2022年第1四半期に再び低下している様子が分かる。

これらのことから、中小企業の業況判断DIは、2020年4-6月期にリーマンショック時を下回る水準まで急激に悪化しているといえる。

図 業況判断DIの推移



資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

②開廃業の状況

コロナ禍にあっての開業率について見ると、「宿泊業，飲食サービス業」が最も高く、「生活関連サービス業，娯楽業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」と続いている。

また、廃業率について見ると、「宿泊業，飲食サービス業」が最も高く、「生活関連サービス業，娯楽業」、「金融業，保険業」と続いている。

開業率と廃業率が共に高く、事業所の入れ替わりが盛んな業種は、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」であることが分かる。一方で、開業率と廃業率が共に低い業種は、「運輸業，郵便業」、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「複合サービス事業」となっている。

①開業率



②廃業率



資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」のデータを基に中小企業庁が算出

- (注) 1.開業率は、当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数／前年度末の適用事業所数である。
 2.廃業率は、当該年度に雇用関係が消滅した事業所数／前年度末の適用事業所数である。
 3.適用事業所とは、雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所数である
 (雇用保険法第5条)。